

令和4年度 鹿児島市クラウドファンディング活用支援補助金募集要項

1 趣旨

鹿児島市の産業振興を図るため、起業や新製品・新サービスの開発などに取り組む市内の起業家や中小企業等が、テストマーケティングや資金調達のためクラウドファンディングを活用する際に要する経費の一部を助成します。

2 募集内容

(1) 対象事業

クラウドファンディングで資金調達し、以下のいずれかの事業をおこなうもの

- ・ 起業して行う事業
- ・ 新商品又は新サービスの企画、開発を行う事業
- ・ 新たな事業分野への展開を行う事業

(2) 対象経費

- ・ クラウドファンディング運営事業者に支払う初期費用及び利用手数料
- ・ クラウドファンディング募集に係るウェブサイトの制作委託費用
- ・ 補助事業の宣伝のために使用する文章、写真及び動画等の制作委託費用
- ・ 補助事業の広告費
- ・ その他市長が必要と認める費用

(3) 対象となるクラウドファンディング運営事業者

クラウドファンディングによる資金調達のための環境を提供する事業者で、以下の要件を満たすもの

- ・ 設立後2年以上の日本国内におけるクラウドファンディング事業者
- ・ 申込時における直近1年間において、10件以上のクラウドファンディングによる資金調達成立実績のあるクラウドファンディング事業者

3 応募資格

(1) 補助対象者

補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人とします。

- ・ 本市に本社若しくは主たる事務所を有すること
- ・ 市税の滞納がないこと

上記条件に関わらず、次のいずれかに該当する企業等は補助対象者としません。

- ・暴力団及び暴力団員
- ・役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営を実質的に支配している法人等
- ・役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- ・上記いずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(2) 補助対象外

次のいずれかに該当する事業等は、上記条件に関わらず対象外とします。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年、法律第122号）第2条第6～第10項に該当する全業種
- ・宗教
- ・政治・経済・文化団体
- ・公序良俗に問題のある事業
- ・その他市長が適当でないと認める場合

(3) その他

補助対象経費について、他の機関又は制度における補助金等の交付を受けた場合、若しくは交付が確定している場合は補助対象外とします。

4 募集期間

令和4年4月20日（水）から令和5年2月10日（金）までの期間内で、随時、受け付けます。
ただし、予算に限りがあり、募集期間内でも受付を終了する場合があります。

- ・直接持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、「10 お問い合わせ・申し込み先」へ提出してください。
- ・郵送の場合は、簡易書留で「10 お問い合わせ・申し込み先」へお送りください（令和5年2月10日（金）必着）。
- ・必ずクラウドファンディングによる資金調達を開始する前に応募してください。

5 補助額及び補助率

(1) 補助額

1 件あたり**10万円**を限度とします。

- ・消費税等の租税公課は補助対象となりません。
- ・補助金額の算出において、1,000円未満の端数は切り捨てとします。
- ・補助率、補助上限額を超える部分は、申請者の負担となります。
- ・同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において、1 回に限ります。

(2) 補助率

補助対象経費の金額の2分の1以内

ただし、補助事業が次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助対象経費の金額の3分の2以内とします。

- ① 大学、短期大学、高等専門学校、公設試験研究機関、独立行政法人又は国立研究開発法人のいずれかと連携した取組
- ② 鹿児島市新産業創出研究会部会員が他の部会員と連携した取組

6 選定件数

6 件程度

7 申請方法

上記「4 募集期間」に定める期間内に、次に掲げる申請書類に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、持参又は郵送で提出してください。

- ・クラウドファンディング活用支援補助金応募用紙（様式第1）
- ・クラウドファンディング活用支援補助金事業計画書（様式第2）
- ・鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）
- ・暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）
- ・課税事業者・免税事業者届出書（様式第5）
- ・補助金等交付申請書
- ・法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は住民票
- ・その他市長が必要と認める書類

8 申請から補助金の交付までの流れ

審査に時間を要しますので、スケジュールに余裕を持ったお手続きをお願いします。

また、(1)が完了する前でも結構ですので、(2)について事前相談をお願いします。

(1) クラウドファンディング運営事業者による審査

(2) 鹿児島市へ申請

申請書類など必要な書類を提出します。

(3) 審査、補助金交付決定

- ・提出書類に基づき、資格要件や活動内容などを審査します。
- ・審査結果は個別にご案内します。（申請後14日程度で書類を郵送予定）

(4) プロジェクト公開・資金調達

(5) 交付決定を受けた事業に係る経費の支払い

(6) 実績報告

実績報告書や支払が確認できる書類等、必要な書類を提出します。

(7) 補助金確定通知

実績報告書などでプロジェクト公開及び資金調達状況等を確認し、補助金確定通知書を送付します。

(8) 補助金の請求、交付

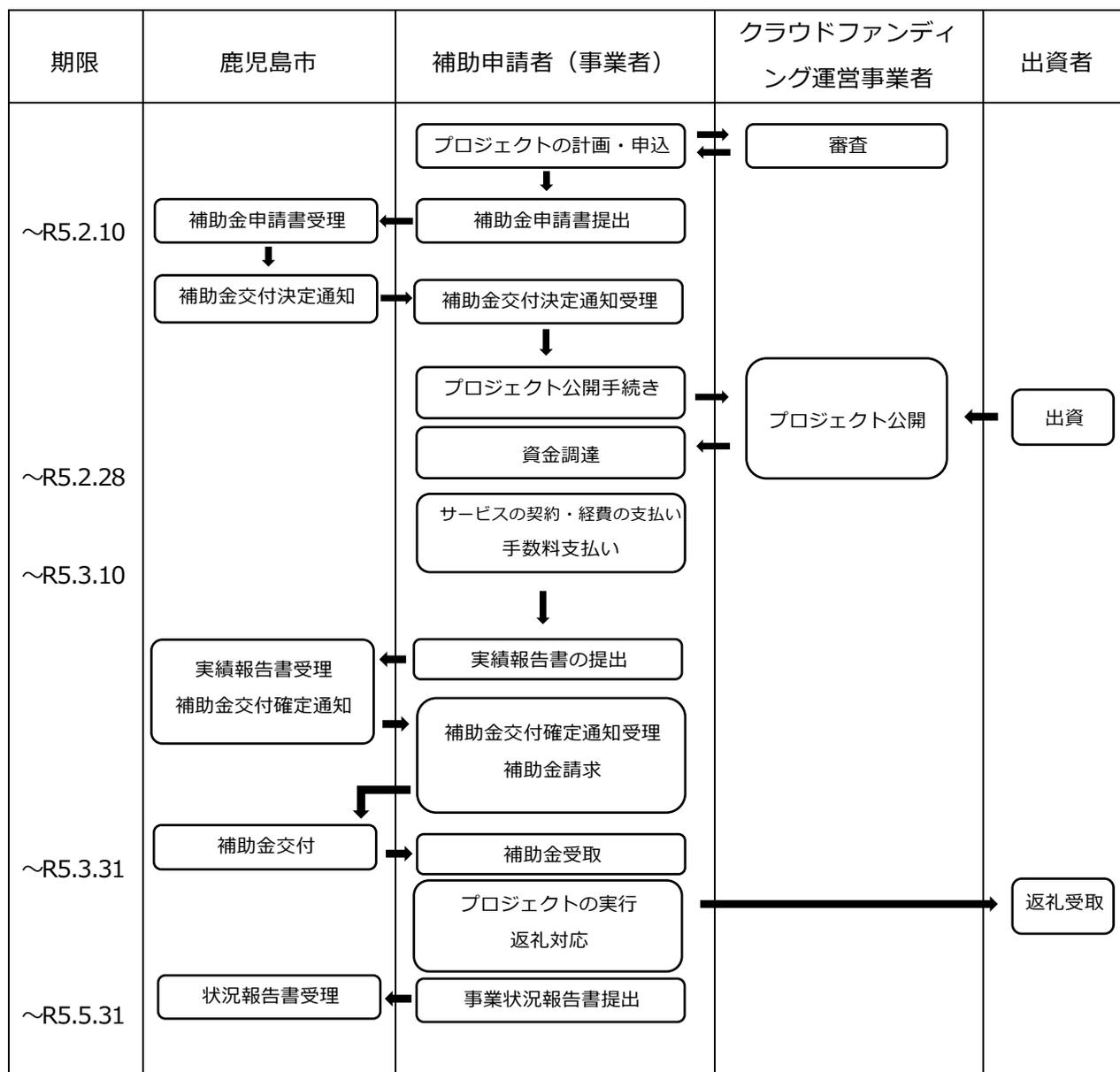
- ・補助金確定通知書が届いたら、補助金交付請求書を提出します。
- ・補助金は、申請者の指定口座へ入金されます。

(9) 事業の実行

調達した資金を基に、プロジェクトを実行します。

- ・補助対象期間は補助金の交付決定日から令和5年3月10日までとします。
- ・クラウドファンディングを活用した資金調達は、補助金の交付決定日以降に開始し、令和5年2月28日までに完了してください。

【事務フロー図】



9 その他

(1) 実際に補助金の交付申請を行う際は、補助金の交付申請額から、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額）を控除していただくことになります。

(2) 補助金の交付の決定を受けた後において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

- ・補助対象事業の内容（ただし、軽微な変更であると認める場合を除く。）

(3) 補助金の交付決定後に、補助対象者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

また、既に受け取っている補助金がある場合は、返還していただくこととなります。

- ① 補助対象に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。
- ② 申し込み又は補助金の交付申請の内容と著しく異なる内容を実施したとき。
- ③ 申し込み又は補助金の交付申請の際に提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- ④ 「3(1)補助対象者」に規定する補助対象要件を満たさないことが判明したとき。

(4) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。

(5) プロジェクトの実施状況等について、令和5年5月31日までに、事業状況報告書を提出していただきます。また、市からのフォロー調査にご協力いただくことがありますので、予めご了承ください。

(6) 応募内容等が第三者に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任で解決することとなります。市は一切その責めを負いません。

(7) 補助金の交付申請や実績報告に関する手続きについては、別途「鹿児島市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱」及び「鹿児島市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要領」に規定しています。

10 お問い合わせ・申し込み先

鹿児島市産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話：099-216-1319 ファクス：099-216-1303

メール：san-sansou@city.kagoshima.lg.jp